

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新												
第 1 章 総則 (用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。 <table><tr><th>用語</th><th>意味</th></tr><tr><td>1-15 (略)</td><td></td></tr><tr><td>15-2 特定端末系事業者</td><td><u>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第 1 条第 2 項に規定する西日本電信電話会社</u></td></tr></table>	用語	意味	1-15 (略)		15-2 特定端末系事業者	<u>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第 1 条第 2 項に規定する西日本電信電話会社</u>	第 1 章 総則 (用語の定義) 第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。 <table><tr><th>用語</th><th>意味</th></tr><tr><td>1-15 (略)</td><td></td></tr><tr><td>15-2 特定端末系事業者</td><td><u>N T T 西日本株式会社</u></td></tr></table> <u>附 則（令和 7 年 6 月 19 日東相制第 000200000648 号）</u> <u>この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。</u>	用語	意味	1-15 (略)		15-2 特定端末系事業者	<u>N T T 西日本株式会社</u>
用語	意味												
1-15 (略)													
15-2 特定端末系事業者	<u>日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第 1 条第 2 項に規定する西日本電信電話会社</u>												
用語	意味												
1-15 (略)													
15-2 特定端末系事業者	<u>N T T 西日本株式会社</u>												